7　政令第四十条の四の四第七項第四号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める費用は、次に掲げるものとする。
一　入園料、保育料及び施設設備費
二　入園のための試験に係る検定料
三　在園証明その他記録に係る証明に係る手数料及びこれに類する手数料
四　前三号に掲げるもののほか、行事への参加に要する費用及び食事の提供に要する費用その他育児に伴って必要な費用
8　租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第四号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める医療機関は、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第二十七条第二項の規定に基づく都道府県知事が肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる国立療養所として厚生労働大臣の指定を受けたものとする。
9　租税特別措置法施行規則第二十三条の五の四第二項第七号の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める施設は、次に掲げるものとする。
一　児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出がされた施設のうち、同法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設
二　児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出がされた施設（前号の施設を除く。）のうち、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める事項（平成二十五年文部科学省厚生労働省告示第一号）に該当するもの
三　ベビーシッター派遣事業費補助金に係る事業において、ベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者として認定された事業者が行う児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設

○内閣府告示第四十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第一号、第二十八条第二項第二号及び第三号、第二十九条第三項第一号、第三十条第二項第二号から第四号まで、附則第六条第一項、第九条第一項第一号イ、第二号イ(1)及びロ(1)、第三号イ(1)及びロ(1)並びに子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十条、第十一条、第十二条並びに第十三条の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等

（定義）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　幼稚園　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第四項に規定する幼稚園をいう。
二　保育所　法第七条第四項に規定する保育所をいう。
三　認定こども園　法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。
四　家庭的保育事業　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。
五　小規模保育事業　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業であって、次のイからハまでに掲げるものをいう。
イ　A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。）
ロ　B型（家庭的保育事業等設備運営基準第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。）
ハ　C型（家庭的保育事業等設備運営基準第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。）
六　事業所内保育事業　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業であって、次のイからハまでに掲げるものをいう。
イ　小規模型事業所内保育事業A型（小規模型事業所内保育事業（家庭的保育事業等設備運営基準第四十七条に規定する小規模型事業所内保育事業をいう。ロにおいて同じ。）のうち、保育従事者が全て保育士であるものをいう。）
ロ　小規模型事業所内保育事業B型（小規模型事業所内保育事業のうち、小規模型事業所内保育事業A型を除いたものをいう。）
ハ　保育所型事業所内保育事業（家庭的保育事業等設備運営基準第四十三条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。）
七　居宅訪問型保育事業　児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
八　支給認定子ども　法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。
九　地域区分　別表第一の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ支給認定子どもの利用に係る施設等（第一号から第七号までに掲げる施設又は事業に係る事業所をいう。以下同じ。）が所在する同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の下欄に掲げる地域をいう。
十　認定区分　次のイからハまでに該当する区分をいう。
イ　一号　法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定（法第二十条の規定による認定をいう。ロ及びハにおいて同じ。）
ロ　二号　法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定
ハ　三号　法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定
十一　年齢区分　次のイからニまでに掲げる者に該当する区分をいう。
イ　四歳以上児　満四歳から小学校就学の始期に達するまでの者
ロ　三歳児
ハ　一、二歳児
ニ　乳児　満一歳に満たない者
十二　公定価格　当該支給認定子どもについて、第二条から第十四条までの規定により基本部分（第十五号に規定する基本部分をいう。）、基本加算部分（第十六号に規定する基本加算部分をいう。次号において同じ。）、加減調整部分（第三十号に規定する加減調整部分をいう。）、乗除調整部分（第三十一号に規定する乗除調整部分をいう。）及び特定加算部分（第三十二号に規定する特定加算部分をいう。）を基に算出する額とする。
十三　月額調整　当該支給認定子どもに適用される年齢区分が年度の途中において変わった場合に、当該年度内に限り適用する基本分単価（次号に規定する基本分単価をいう。）又は基本加算部分の単価の区分をいう。
十四　基本分単価　事務費及び事業費を基に別表第二及び別表第三の各区分に応じて定める単価をいう。
十五　基本部分　当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じた基本分単価（月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）をいう。
十六　基本加算部分　当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて第二十一号から第二十八号まで、第四十五号から第四十七号まで、第五十号、第五十一号、第五十六号及び第五十九号から第六十五号までに掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。
十七　基礎分　次の表の上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数	割　合
一年未満	二％
一年以上二年未満	三％
二年以上三年未満	四％
三年以上四年未満	五％